

次期サイバーセキュリティ戦略の検討に当たっての基本的な考え方

平成 30 年 1 月 17 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

現行のサイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定。以下「現行戦略」という。）において、「今後 3 年間に執るべき諸施策の目標や実施方針を示す」とされており、平成 30 年に計画期間を終えるため、次期のサイバーセキュリティ戦略（以下「次期戦略」という。）の策定に向けた検討を行う必要がある。

次期戦略の策定に当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）が定める「経済社会の活力の向上及び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」及び「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障」に寄与するものとなるよう、以下の事項を十分に踏まえることが重要である。

第一 サイバー空間の将来像と新たな脅威の予測

サイバー空間における科学的知見の進展や技術革新、全産業領域を通じたサービス利用の拡大が我が国の経済活動や国民生活にもたらす変化や影響、国家の関与が疑われる事案も含めて急速に深刻化・巧妙化する脅威の状況、サイバーセキュリティをめぐる諸外国の動向等について、把握・分析し、将来を見据えたものとする

第二 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた体制等の整備

次期戦略の期間中に開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた体制整備及び取組の強化を図り、サイバーセキュリティ対策に万全を期するものとする。さらに、同大会で得た経験や知見等に基づき、大会後においても持続的なサイバーセキュリティの強化につながるものとする

第三 次期戦略において新たに取り組むべき課題の明確化と対策の速やかな実施

「2020 年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方について ―サイバーセキュリティ戦略中間レビュー―」（平成 29 年 7 月 13 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に記載されている施策の取組状況を含め、現行戦略の実施状況等を踏まえつつ、新たにに取り組むべき課題を明らかにし、速やかに対策を実施すること

そのうえで、政府においては、あらゆる主体が参加し、実空間（フィジカル空間）との一体化が加速的に進展するグローバルなサイバー空間の将来像を視野に入れつつ、それを支えるサイバーセキュリティの基本的な在り方を明確にし、次期戦略の策定に係る検討を開始する。